

株 主 各 位

和歌山県和歌山市有本661番地

太 洋 工 業 株 式 会 社

代表取締役社長 細 江 美 則

第46期定時株主総会決議ご通知

拝啓 ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

さて、本日開催の当社第46期定時株主総会におきまして、下記のとおり報告並びに決議されましたので、ご通知申し上げます。

敬 具

記

- 報 告 事 項**
1. 第46期（平成17年12月21日から平成18年12月20日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第46期（平成17年12月21日から平成18年12月20日まで）計算書類報告の件
- 本件は、上記1及び2の内容を報告いたしました。

決 議 事 項

第1号議案 剰余金処分の件

本件は、原案どおり承認可決され、第46期の期末配当金は1株につき15円と決定いたしました。

第2号議案 定款一部変更の件

本件は、原案どおり承認可決されました。変更の主な内容は次のとおりであります。

- (1) 「会社法」（平成17年法律第86号）及び「会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」（平成17年法律第87号。以下「整備法」という。）等が平成18年5月1日に施行されたことに伴い、次のとおり変更いたしました。

- ① 整備法の規定に基づき定款の定めがあるとみなされた以下の事項に関し、所要の変更を行いました。
 - ・取締役会、監査役、監査役会及び会計監査人を置く旨の規定を新設。（第4条）
 - ・株券を発行する旨の規定を新設。（第7条）
 - ・名義書換代理人から株主名簿管理人に名称を変更。（第11条）
 - ② 単元未滿株主が行使する権利の範囲を相当なものとするべく、規定を新設いたしました。（第10条）
 - ③ インターネットの普及を考慮して、株主総会参考書類等の一部につき、インターネット開示をもって株主に提供したものとみなすことができる旨の規定を新設いたしました。（第16条）
 - ④ 議決権の代理行使を行うことができる代理人の員数を明確にするため、その員数を規定いたしました。（第18条）
 - ⑤ 必要が生じた場合に取締役会の機動的な運営を図るため、会社法第370条の規定に従い、書面又は電磁的方法により取締役会の決議を行うことができる旨の規定を新設いたしました。（第25条）
 - ⑥ 監査役が職務を遂行するに当たり、期待される役割を十分に発揮することができるよう、取締役会の決議をもって法令の定める範囲内で責任を免除できる旨の規定を新設し、更に社外監査役として有用な人材を招聘することができるよう、また、その職務を遂行するに当たり、期待される役割を十分に発揮することができるよう、社外監査役との間に責任限定契約を締結できる旨の規定を新設いたしました。（第36条）
 - ⑦ その他、会社法に則した用語及び引用条文の変更等の条文の整理を行いました。
- (2) 迅速かつ効率的な情報開示に資するため、当社の公告を日本経済新聞に掲載する方法から電子公告にて行う方法に変更いたしました。なお、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行うことといたしました。（第5条）

- (3) 事業環境の変化に即応し、迅速かつ柔軟に高度な経営戦略を決定できる業務執行体制を築くために執行役員制度の導入を平成19年1月17日に当社取締役会にて決議しておりますが、当社の経営機構改革を更に進め、効率的かつ実効性のある取締役会運営を行えるよう、取締役の員数の削減を行いました。(第19条)
- (4) 取締役が職務を遂行するに当たり、期待される役割を十分に発揮することができるよう、取締役会の決議をもって法令の定める範囲内で責任を免除できる旨の規定を新設し、更に社外取締役につき優秀な人材を招聘することができるよう、また、その職務を遂行するに当たり、期待される役割を十分に発揮することができるよう、社外取締役との間に責任限定契約を締結できる旨の規定を新設いたしました。(第28条)
- (5) 規定の新設及び削除に伴う条数の変更等を行うとともに、一部字句及び表現の整理等、全般にわたって所要の変更を行いました。

第3号議案 取締役2名選任の件

本件は、原案どおり承認可決され、取締役に坂田吉啓、堀井健司の両氏が新たに選任され、それぞれ就任いたしました。

第4号議案 監査役2名選任の件

本件は、原案どおり承認可決され、監査役に松本聰、山口修の両氏が再選され、それぞれ就任いたしました。

第5号議案 退任取締役に対し退職慰労金贈呈の件

本件は、原案どおり承認可決され、本定時株主総会終結の時をもって取締役を辞任されました森淳次氏に対し、その在任中の労に報いるため、当社における一定の基準に従い、相当額の範囲内で退職慰労金を贈呈することとし、その具体的金額、贈呈の時期、方法等は、取締役会にご一任いただくことに決定いたしました。

第6号議案 監査役の報酬額改定の件

本件は、原案どおり承認可決され、監査役の報酬限度額を年額300万円以内と改定することに決定いたしました。

以 上

なお、本定時株主総会終了後開催の監査役会において、常勤監査役に松本聰が選定され、就任いたしました。平成19年3月15日現在の当社役員の陣容は次のとおりであります。

代表取締役社長	細 江 美 則
取 締 役	成 瀬 新 一
取 締 役	川 幡 敏 次
取 締 役	坂 田 吉 啓
取 締 役	堀 井 健 司
常勤監査役	松 本 聰
監 査 役	山 口 修
監 査 役	深 津 康 之

期末配当のお支払いについて

第46期期末配当金は、同封の「郵便振替支払通知書」により、お近くの郵便局でお受け取りください。

また、期末配当金のお受け取りについて銀行振込をご指定されている方には、「期末配当金計算書」及び「配当金振込先のご確認について」を同封しておりますので、ご確認ください。

以 上